

平成21年度第1回

米子市建設工事等入札・契約審議会会議録

日 時 平成21年9月15日（火）午後1時40分から午後4時まで
場 所 米子市役所本庁舎402会議室
出席者 委員：松原会長、牧田委員、竹下委員、中村委員、高増委員
事務局：〔入札契約課〕齊木課長、奥谷課長補佐ほか
米子市及び米子市水道局建設工事関係各課担当者
傍聴者：1名
議 題 ・入札契約の運用状況について
配布資料 1 米子市建設工事入札・契約審議会資料
2 入札及び契約の運用状況資料
3 入札及び契約の運用状況抽出案件資料

[午後1時40分 開会]

齊木課長 挨拶

奥谷補佐 本日は、まず入札契約課から入札契約の運用状況について、昨年度一年間の入札状況、落札状況、入札制度の改正状況について概略を説明し、その後に今回事前に送付した資料の中から委員の皆様が指定された個別の案件について審議をしていただきたい。

松原会長 審議をする前に欠席者の報告をお願いします。

奥谷補佐 本日の欠席者は、西村委員と前田委員である。今回の審議会を開くにあたってみなさんに日程調整をさせてもらったが、西村弁護士からは裁判等があるので2～3ヶ月前には日程調整してほしいと要望があった。前田税理士は、当初は出席の予定であったが最終段階で都合がつかなくなった。次回からは開催日程について早めに調整をしたいと考えている。

松原会長 委員の日程調整について善処してほしい。審議会を優先する立場からも早めの日程調整をお願いします。

自分は本日のこの会議を中座するので、それ以後の進行を職務代理者の竹下委員にお願いしたい。

奥谷補佐 配布している資料にもとづいて昨年一年間の入札・契約の概況について説明する。
〔平成20年度建設工事等発注状況〕について説明
〔米子市の入札制度改革の変遷〕について説明

松原会長 説明に対して質問はないか。

竹下委員 昨年度の会議で「最低制限価格を80%から85%に上げると85%に張り付いて支出が増えるのではないか。」と指摘していたが、実際に指摘したとおりになったのではないか。

また、不適格業者対策を制度化する中で、不適格な事例がどの位あったのか。その内容はどんなものだったのか。最低制限85%と不適格業者対策との関係について見解を問う。

奥谷補佐 ダンピング入札の弊害として不適格工事が懸念されるが、今回の不適格業者対策は最低制限価格を85%に引上げたこととの関連性はない。

今回の不適格業者対策は、昨年、複数の工事で粗雑な工事をしたり、後片付けをせずに近隣に迷惑をかけるなどをした業者があったためである。その業者がダンピング入札をした訳ではないが、将来的に低価格で落札して手抜き工事をするといった業者が出る可能性があるので、早いうちに対策を講じるということである。公共工事の品質を確保するという点で、一定の工事成績を上げられない業者を一定期間排除するものである。

最低制限価格を80%から85%に引上げれば、落札率が上がり市の支出も増えるという竹下委員からのご指摘どおり、落札率が上がったのは確かである。だが、国は最低制限価格を見直すべきとの立場で実質85%程度まで引上げ、市町村に対しても地域経済の活性化の観点から最低制限価格を引上げるように通知している。長崎県をはじめとして九州地方では、90%に設定している県もある。落札率のあり方の中で、落札率が下落することの弊害として、工事費が安くなれば税の持ち出しは減るが人件費や物件費の低下につながっている。設計労務単価も5年前と比較すると5%から15%下がっている。結局、落札率の低下は人件費の低下につながっているということと、下請けにしわ寄せがきているという弊害もある。このような背景もあって、国の指導に従って最低制限を見直したものである。

なお、前回の国勢調査では、米子市では労働者の約10分の1近くが建設業に携わっているという結果がでていた。地域雇用を守る観点からも落札率の低下を防止しなければ、若年層の雇用を守ることはできず、地域経済、地域雇用という側面も含んでいる。

竹下委員 工事成績の不良ということであれば、例えば下水道工事の後の表土の復旧が悪くて陥没するといった現状もあり、工事現場で市の監督員はどういう監督をしているのかと思う。完成時の検査だけでなく、数ヵ月後、半年後にもう一度検査をして、段差ができていないか、水溜りができていないか確認するのが発注者の責任ではないかと思う。適正な検査は財政的にも効果的である。十分な検査は監督者の責任であり、不良工事が見抜けられないような監督員は配置換え等も必要である。

次に、下請けにしわ寄せがきているという問題で、下請け、孫請けとの契約金額をどういうふうに算出しているか、聞き取り調査を行っている市もある。下請けに対して最低賃金を下回るような人件費で契約を強要している等の実態があれば問題である。千葉県野田市の公契約条例を参考にしているかどうか。

松原会長 検査のあり方についてはどうか。

奥谷補佐 検査については、公共工事の場合は民間工事の検査より厳しく実施している。また、完成検査以外にも工事の途中で中間検査を適時に実施し、不具合があれば正させている。検査後も土木工事であれば瑕疵担保期間が2年間あり、不具合があれば業者の責任で直させている。

松原会長 次に、抽出案件に対する審査をする。

竹下委員 相対的に見て、水道局関係の落札率が高く群を抜いている。その理由について説明を求める。

水道局係長 水道工事の積算は、土木工事と違って経費率が小さく業者が経費を圧縮できる比率が少ないためである。しかし、厚生労働省の積算基準が改定され土木工事に近い積算基準になる予定であり、今後は変わってくると思われる。

竹下委員 抽出案件資料の業者指名表に審査項目の欄があるが、ここに点数が記載されていないが、土木工事とは違って水道工事には記載が求められていないのか。業者の選定はどうしているのか。

水道局係長 水道局においても、米子市に準じて工事希望型指名競争入札を実施している。水道局で水道工事に携わる登録業者は21社で、その中で実際に入札参加を希望する業者は17社である。以前は米子市に倣って参加希望者の2割を非指名にしていたが、現在Aランクの登録業者は10社しかないために、2割非指名すると8社になってしまう。指名業者数の基準を以前から1社ずつ増やす改正をしたが、仮に10社から申込があった場合に2非指名すると8社になり、従来通常指名した場合と同じことになってしまう。これでは、競争性を保つために希望型を導入したメリットがなくなってしまうことから、20年度途中から入札参加を希望する業者すべてを指名している。このためA級向けの発注なら最大10社、A・B級向けの発注なら15～16社が入札に参加するので、競争性は確保されていると考えている。

竹下委員 審査基準はないと考えてよいか。

水道局係長 ない。

竹下委員 既に業者にランク付けがされているから、審査は必要ないということか。

水道局係長 入札参加申込した者のランクのチェックだけしている。

竹下委員 積算基準が土木工事に準じて改正になると落札率が変わるのか。

水道局係長 積算基準が変わると、現在の計算方法より設計金額が多少高くなるが、業者からは、経費率が変わっても利益が上がるわけではないと聞いている。

竹下委員 工事費内訳書を比較すると各社ばらつきがあるが、どう考えるか。

水道局係長 94%から96%程度の落札率が多い。同じ金額の工事でも平地に長い距離を配管する工事などは比較的簡単な工事となり、利益率も上がると思われるが、交差点での夜間工事や警備員を多数配置しなければならない工事などは、困難性も伴うので利益率が下がると思われる。

中村委員 松くい虫防除関係の事業については、どれも3、4社しか指名していないが、委託できる業者がそれしかいないのか。

奥谷補佐 松くい虫防除の空中作業は、空中からヘリコプターで薬剤を散布する業務である。入札参加資格を有し、ヘリコプターで空中散布ができる会社の全社を指名している。その中で辞退される会社もあるが、業務が可能な登録業者は全て指名している。

松くい虫防除の地上作業は、空中散布を行う時の地上作業に関する業務である。これは、空中散布の準備として散布区域に旗を立てる必要があるが、森林の中での作業であり、山での作業に慣れている森林組合に委託することが適当と考えており、三つの森林組合を指名した。

中村委員 3者しかないのか。

奥谷補佐 作業可能な業者は他にもあると思われるが、一般の業者では山中での作業に不安があるので、作業内容を考慮して、実績と信頼性で森林組合3組合を指名した。

中村委員 指名業者の中に森林組合連合会が含まれている。連合会は、それぞれの組合から理事が選出されて組織されていると認識しているが、組合と連合会とが同じ入札に参加して競争入札になるのか。

奥谷補佐 3者のうち西部森林組合と大山森林組合は個別の団体であるが、両組合とも連合会の組合員である。連合会とこの2組合以外に指名登録している森林組合がなく、しかし2組合では競争性に問題があるので連合会も指名した。県内には、この2組合以外に6組合があるので、これらに受注意欲があれば競争性が高まると考える。なお、連合会が鳥取市にあることもあり今後も指名するかどうかは検討課題である。

中村委員 連合会の理事になっているわけだから、互いに情報は伝わると思われる。

奥谷補佐 松くい虫防除の伐倒駆除業務、これは松くい虫の被害木を伐倒、破砕して適切に処理する作業であるが、県の入札実績も参考にしながら森林組合以外の一般の業者も指名に加えている。

松くい虫防除は、薬剤散布による健康被害の問題などが懸念されるので、指名については慎重に検討したい。

竹下委員 松くい虫防除の地上作業の資料には3年分の入札結果が載っているが、業務概要書が1年分しか添付されていないのはなぜか。

高橋主幹 事前に中村委員から、松くい虫関連の4件については3年分の資料をつけて欲しいという要望があった。崎津団地の被害木除去事業は20年度の単年度事業なので1年分を、他の3件については3年分の入札結果を付けた。概要書がそれぞれ1枚しか付いていないのは、毎年同じ業務内容なので省略させていただいた。

竹下委員 これらに工事費内訳書がついていないのはなぜか。

奥谷補佐 委託業務なので工事費内訳書はない。

竹下委員 この入札執行表の入札金額が手書きなのはなぜか。パソコンが使えない担当者がいるのか。

高橋主幹 業務委託については、開札時に入札金額を手書きした表をそのままこの資料にしている。

奥谷補佐 工事については、入札会場で入札金額を手書きした後にホームページに公表するためにパソコンに入力しているが、委託業務はパソコン入力の必要がないので手書きのものしかない。

中村委員 森林組合は、日野郡の方にはないのか。

奥谷補佐 日南町と日野町にもあるが、入札参加資格の登録がないので指名できない。現在、米子市に指名登録している森林組合は、大山、西部、連合会の3者である。

中村委員 2つの業者が交代で落札しているように見受けられる。

農林課長 県内に森林組合は8つあり、大山森林組合は、現在の大山町と旧淀江町をエリアとし、西部森林組合は、南部町、日吉津村、旧米子市をエリアとして山の保全管理をしている。山に入って作業するには山全体を知っていないと出来ないために、森林組合を指名している。

松くい虫防除の空中散布は、ヘリコプターで薬剤を空中散布するだけであるが、地上作業は、薬剤を扱ったり散布区域に人が入らないように監視する作業もある。山の状況を知っていないとできない作業であるために、森林組合にお願いすることになる。

- 中村委員 人件費がいくらとか、経費の内訳は出ているか。
- 奥谷補佐 業務委託なので内訳書の提出は求めている。
- 中村委員 落札率は何パーセントか。
- 奥谷補佐 落札率は資料の一覧表に掲載している。
- 中村委員 いずれも95%以上で落札率が高い。
- 奥谷補佐 落札率が高い理由としては、推測であるが、業務委託の予算は前年度の実績をもとに決まるという実態があるので、前年度の落札金額から今年度の予定価格の推測がしやすいのではないと思われる。
- 松原会長 連合会の受注についていえば、エリアごとに空中散布の日時は限定されているので、いくら競争性といっても全県を8組合でばらばらにやるのは実態に即していないと思われる。
- 農林課長 適切に作業をしていただけるのであれば森林組合に限らないが、山全体のあらゆる状況を把握しているところでない、まず山に入ることもできないと思われる。
- 松原会長 ほかに質問は。
- 高増委員 業務委託の入札で落札率が50%以下のものが何件かあったが、低価格で受注して大丈夫なのか。落札率が低くても問題はないのか。
- 奥谷補佐 低価格での受注であったが業務内容に問題はなかった。公共工事が減少すれば測量や設計業務の発注量も少なくなる。その中で受注実績をつくるために落札率が下がったものと思われる。予定価格の3分の2未満の入札が平成17年度は1件もなかったが、18年度には入札件数の10%、19年度は入札件数の20%以上に増えた。そのため測量・設計業務についても、平成20年10月から最低制限価格を導入した。これ以降は測量・設計について低価格入札はない。

[松原会長退席のため竹下委員が会長職務代理]

- 竹下委員 会長に代わって進行を務めるのでよろしくお願いします。
- 希望型・公募型の競争入札なのに1社しか参加していない入札が散見される。1社では競争にならないのではないかと。指名された一方が辞退をしたために入札者が1社になった入札もある。他にも辞退者がある入札がたくさんある。以前の審議会でも、入札辞退者の辞退理由について質問し、辞退の理由については詮索できないということであったが、これだけ入札辞退が目につくと今後は辞退した日を明確にしていきたい。
- 奥谷補佐 辞退した月日ということか。
- 竹下委員 指名されたあとに辞退したのか、開札当日に辞退したのかこの資料ではいつの時期に辞退されたのかがわからない。どういう形で辞退が届けられたのかもわからない。記録を残すためには書類で届け出ることが必要だと思われる。

入札辞退も、ひどい場合は談合が疑われる。以前、辞退者には一定のペナルティを課すべきだと発言したが、辞退は業者の意向なのでそれはできないという市の返答であった。入札参加に手を挙げておきながら入札を辞退して、結果として1社しか入札に参加しないでは競争にならない。入札を延期すべきである。

奥谷補佐 1社での入札を有効にしている理由は、競争相手がいる前提で入札書がつくられているかどうかである。米子市の郵便入札は、どこの会社が、何社が入札に参加するのか入札日まで分からない制度で、談合防止のための制度である。入札参加者が1社であったとしても、その者は他の業者の参加状況は当日までわからないので、入札には競争性があると考えている。広く入札参加者を募集する方法なので、仮に1社しか参加者がなかったから中止をしたとしても、次に募集して複数の参加申込があるとは限らず、いつまでも入札できないことになる。入札の仕組みとして指名業者が非公表であれば、もし入札会場に来て1社しかいなかったとしても、郵便入札なので入札書を差し替えることはできず、1社でも競争性はあると考えている。

入札辞退については、この資料に辞退と表示されているものについては、指名から入札までの間に辞退したものばかりである。辞退の理由としては、入札参加申込から入札日まで約2週間あるので、その間に国・県などの発注や落札の状況と技術者の配置との関係で辞退される場合が多い。どの入札で落札できるか分からないので、業者に対して辞退しないように指導するのは難しい。

辞退があつて入札参加者が1社になったとしても、誰が指名されたとか辞退したとかは分からない状態で入札書を出すので、入札は有効としている。ご理解いただきたい。

竹下委員 “配置技術者不在により失格”と記載されたものは、応札した後の失格ということか。

奥谷補佐 複数の入札に参加した場合、そのうちの1件を落札したことによって他の工事へ技術者を配置できなくなることから失格になる場合もある。

高増委員 設計業務委託で“入札不調による随契”とあるが、どういうことか。

奥谷補佐 3回入札しても予定価格に達した者がいなかった入札である。地方自治法施行令第167条の2第1項に随意契約できる規定があり、その第8号の、「再度の入札に付しても落札者がいなかった場合には随契ができる」という規定により、3回目の入札で最低金額だった業者と随意契約したものである。入札が不調になった場合の対応としては、「随契する」、「設計を見直して再入札する」、「メンバーを入替えて再入札する」方法があるが、この入札はプール改築のための設計業務で、夏までにプールを完成させる必要があるので再入札する時間がなかったために、地方自治法の規定により随契としたものである。

高増委員 なぜ、業者と金額があわなかったのか。積算における計算式は県や業者も同じ物を使っているのではないか。

建築課長 積算のやり方は市も県も同じものを使っており、業者も同じやり方で積算しているので、通常は大幅に違った金額は出ない。しかし、設計の難易度によって依頼度という係数を掛けているので、この掛け率の違いではないかと推察される。市と業者の見込みの差ではないかと思う。

竹下委員 3回の入札で3回とも同一業者が安い価格を出している。昔は、談合して高い金額で入札して不調による随契に至るといったケースが実際にあった。最近も、最低制限価格付近、85%前後での落札が多いが、水道局関係だけが異質な高い落札率を示している。

奥谷補佐 不調になった場合は、原則として指名業者を入替えて再入札している。

竹下委員 ほかに質問は。

牧田委員 市道側溝補修工事で“契約解除”と記載してあるのはどういうことか。

奥谷補佐 落札した業者が、契約した数日後に倒産したことによる契約解除である。後日、改めて発注した。昨年度、倒産や自主廃業した市内業者は10社程度あった。

竹下委員 水道局の浄水施設遠方監視装置取付工事で、指名内申審査票の業者数と入札調書の業者数が違う理由は何か。

水道局係長 入札前に文書により辞退届けが出されたためである。

竹下委員 指名したのだから入札調書に“辞退”と記載する必要があるのではないか。

水道局係長 入札調書には入札に参加した業者だけ記載している。

竹下委員 辞退した業者も記載すべきである。辞退は把握できているのか。

水道局係長 入札調書には入札書と辞退届の両方を添付しているので、辞退は把握しているが、入札調書に辞退した業者名が記載してないのは不備であった。

竹下委員 今後は、入札契約課でチェックしてほしい。

工事費内訳書に金額を手書きしたものがあるが、会社の規模からして手書きすることは不自然と思える業者が手書きをしている。この業者がいつも手書きの内訳書を出しているなら理由があると思うが、他の入札の内訳書はパソコン打ち出しなのに手書きしているということは、談合の数合わせで適当に書いているのではないかと疑われる。

奥谷補佐 手書きはだめだという決まりはないし、なぜ手書きなのか理由を問うこともない。

竹下委員 入札金額をパソコンで計算していれば、あえて手書きする必要性はないのではないか。積算ソフトを持っていないとは思えない。内訳書の項目を統一したことによって対比がしやすくなったが、手書きは不自然である。

奥谷補佐 内訳書の様式を指定するようになってからPDF形式で公表しているが、これは加工できないので、初めからパソコンで打ち直すかスキャナーで文字データに変換するかしかないと思う。そういった作業より手書きを選択されたものと考えられる。

竹下委員 誤解を受けないようにしたほうがいい。

奥谷補佐 談合が疑われるときは、手書きのものは怪しいということがあるかもしれないが、内訳書をパソコンに入力するにも、手間がかかるから手書きにしたということであれば、業者の負担を考えると手書きはだめだということではできない。

竹下委員 理由が明らかならよいが、同じ会社でパソコン打ち出しだったり手書きだったりしているので疑問を感じる。

水道局係長 同じ業者でも設備工事と配管工事は全く別の工事なので、内訳書を作る人によって手書きであったり、パソコン打ち出しであったりするのではないかと思われる。

竹下委員 内訳書にも社長が印を押すのだから、それはどうか。他の業者でも手書きしている者があるが、積算しながらなぜ手書きなのか理解できない。

奥谷補佐 今後の入札で、手書きの業者がいたら理由を聞いてみる。

竹下委員 入札辞退に談合が疑われるものがあるのではないかと考えている。入札辞退の場合は、入札調書や入札執行表へ記載してもらいたい。

高増委員 クリーンセンター焼却炉修繕工事は、非常に金額が高いのに随契している。資料に随契の理由が書いてあるが、詳しい説明をお願いします。

奥谷補佐 焼却炉本体の重要な部分に関する工事で、J F Eの特許に関連した部分である。他の業者が工事をして何か問題が起きた場合、それによって炉の運転が止まったら大変である。施工の安全、運転の安全を考慮すれば、随契は止むを得ないと考えられる。しかし、特許部分以外に関わる工事については競争入札をしている。

環境事業課長 焼却炉の根幹の部分に関わる工事なので随契も止むを得ない。

竹下委員 随契では工事費内訳書の提出は求めているのか。

奥谷補佐 入札以外では求めている。

竹下委員 特許に係るものなら、市で設計金額が計算できるのか疑問だ。業者の言い値で契約しているのではないのか。

環境事業課長 全国的な問題として、廃棄物焼却施設を持つ自治体で基準となるものを作ろうということで、平成18年に全国都市清掃会議という団体が組織された。金額査定基準となるものを作って、基準に沿って適正な金額で契約しようとしている。

竹下委員 米子消防署の工事で談合情報が寄せられて再入札をしたが、それで金額が3,800万円安くなった。普通はダンピングしてでも本体工事を受注するのだが、焼却炉の工事に関しては本体工事でも業者がしっかり儲けている。全国的に焼却炉の工事に関わる談合の裁判では、業者側が敗訴している。今後は、保守部分の契約について業者の言いなりになっていないか、調査することも必要だと思われる。

次に、千葉県野田市の公契約条例を米子市も取り入れる必要があるのではないのか。内部的に検討してもらえないか。

奥谷補佐 千葉県野田市が条例案を議会に出した公契約条例について、まずその説明をする。野田市が全国初だが、全国の自治体で導入するかどうか課題となっているものである。

これは、地方公共団体が発注する際に、受注した会社の従業員の賃金や下請けに出す場合の最低金額など、適正な賃金確保と適正な支払体系を発注者の段階で確保することを主な目的にしている。これを条例で決めて、違反した業者は公表するとか、以後は発注しないとペナルティを課し、市の公共工事を請負った業者は従業員の賃金を保証するといった内容が条例の概略である。

とても良い内容に見えるが、条例を作ってもそれを担保する裏付けはできるのかという問題点も考えられる。例えば、最低賃金を保証するには最低賃金法があり、雇用主はこれを守ればよい。条例でこれを上回る賃金を求めることが適正かどうか、条例と法律とのバランスの問題もある。また、同じ会社内で市発注の工事に従事したAさんは1日1万円、民間工事に従事したBさんは8千円ということが会社内で通用するのか、市の工事が終わったのでAさんの賃金は8千円に戻すということが現実的にできるのか、条例で対応できる内容なのかどうか各自治体は二の足を踏んでいる。これらは条例のレベルではなく、国が法律で最低賃金を上げるべ

きではないかという議論になるのではないか。各自治体は、野田市が今後どのように運用するか注目している。

竹下委員 指名審査票の審査項目に、点数が入ってないものがあるがこの理由は何か。

奥谷補佐 入札参加希望者が基準数を超えた場合に、2割の非指名を行うに審査のために点数を入れる。予定価格が1千万円までなら8社、7千万円までなら9社といった基準数があり、希望者が基準数以下の時は全ての業者を指名するので、点数によって順位をつける必要がないためである。基準数を超えた場合は、点数を入れて順位をつけて下位2割を非指名としている。

中村委員 道路の歪み、へこみは、工事品質とは関係なく交通によって自然にできるものか。

奥谷補佐 道路の維持補修工事を別に契約しているので、通常の使用状況でへこんだものについてはこれによって補修する。へこんだ原因が受注者に責任があるかどうかの問題となる。

中村委員 工事の保証期間は何年か。

奥谷補佐 瑕疵担保期間は2年間である。

竹下委員 工事のチェックに市民を参加させてはどうか。施工後のチェック体制、チェック方法を強化すべきである。

中村委員 自分は徒歩で移動することが多いが、雨の日の水溜りに困っている。

竹下委員 予定した時間になったが事務局から連絡などないか。

奥谷補佐 建設業界から市に対して、この審議会の委員に建設業者を加えてほしいという申出があったが、この審議会は発注者、受注者以外の第三者で議論する場であるので委員に加えることはできないと断わった。しかし、建設業者の意見を聞く機会を持つことについてみなさんの意見を伺いたい。

牧田委員 審議会として業界の意見を聞く必要があるなら、招請して意見を聞けばよいと思うが、審議会の議論と切り離して考えるなら、必要ないと思う。

斉木課長 業者は実情を話したいと言っている。

牧田委員 実情がこうだから最低制限価格を90%に上げてくれ、というような意見を聞くのであれば意味がない。企業が努力することが必要である。

竹下委員 落札率を下げたいのなら聞いてもいい。

今日は、会長が不在なので会長の意見を聞いてから判断してはどうか。

中村委員 同じ入札金額なのに工事費の内訳に違いが出る理由などを聞いてみたい。

高増委員 米子市では図書館、美術館の改築が計画されているが、設計の入札については金額で決めるのではなくて、設計コンペ、プロポーザル方式にしてほしい。

斉木課長 教育委員会に伝える。

竹下委員 これからも市民の目線で審議していきたい。他になければ閉会とする。

[午後4時 閉会]